

各地区復興まちづくり懇談会および 災害危険区域指定に係る住民説明会の結果について

■参加状況

対象地区	開催日	時間	場所	参加人数
第3回赤浜地域復興まちづくり懇談会	10月24日(水)	19:00～21:00	旧赤浜小学校体育館	57
第2回安渡地域復興まちづくり懇談会	10月28日(日)	14:00～16:00	旧安渡小学校体育館	194
第2回町方地域復興まちづくり懇談会(上町)	11月3日(土)	10:00～12:00	大槌町役場多目的会議室 (旧大槌町小学校体育館)	109
第2回町方地域復興まちづくり懇談会(本町、末広町)		14:00～16:00		166
第2回町方地域復興まちづくり懇談会(栄町、須賀町)	11月4日(日)	10:00～12:00	大槌町役場多目的会議室 (旧大槌町小学校体育館)	218
第2回町方地域復興まちづくり懇談会(新町、大町)		14:00～16:00		201
第2回浪板地域復興まちづくり懇談会 浪板地域災害危険区域指定に係る住民説明会	11月5日(月)	19:00～21:00	吉里吉里第2仮設(浪板) 集会所	42
安渡地域災害危険区域指定に係る住民説明会(11月24日に延期)	11月6日(火)	19:00～20:00	旧安渡小学校体育館	-
第4回赤浜地域復興まちづくり懇談会 赤浜地域災害危険区域指定に係る住民説明会	11月7日(水)	19:00～21:00	旧赤浜小学校体育館	75
第2回吉里吉里地域復興まちづくり懇談会 吉里吉里地域災害危険区域指定に係る住民説明会	11月8日(木)	19:00～21:00	吉里吉里中学校体育館	212
町方地域①災害危険区域指定に係る住民説明会 (新町、大町の一部、小枕、伸松)	11月9日(金)	19:00～20:00	城山公園体育館	81
第3回小枕・伸松地域復興まちづくり懇談会		20:00～21:00		51
全地区対象災害危険区域指定に係る住民説明会 (指定の期日に参加できない方)	11月10日(土)	13:00～14:00	大槌町役場多目的会議室 (旧大槌小学校体育館)	24
町方地域②災害危険区域指定に係る住民説明会(栄町、須賀町)	11月12日(月)	19:00～20:00	城山公園体育館	33
遠野市復興まちづくり懇談会 遠野市災害危険区域指定に係る住民説明会	11月13日(火)	18:30～20:30	遠野市民センター	48
北上市復興まちづくり懇談会 北上市災害危険区域指定に係る住民説明会	11月15日(木)	14:00～16:00	北上市役所	42
盛岡市復興まちづくり懇談会 盛岡市災害危険区域指定に係る住民説明会	11月16日(金)	9:00～11:30	盛岡市勤労福祉会館	105
紫波町復興まちづくり懇談会 紫波町災害危険区域指定に係る住民説明会		14:00～16:00	ラフランス温泉館 ホテル湯楽々	26
釜石市復興まちづくり懇談会 釜石市災害危険区域指定に係る住民説明会	11月19日(月)	18:30～20:30	沿岸広域振興局	15
花巻市復興まちづくり懇談会 花巻市災害危険区域指定に係る住民説明会	11月20日(火)	14:00～16:00	生涯学習都市会館 (まなび学園)	56
第3回町方地域復興まちづくり懇談会	11月23日(金)	10:00～12:00 14:00～16:00	大槌町役場多目的会議室 (旧大槌小学校体育館)	133 143
第3回安渡地域復興まちづくり懇談会	11月24日(土)	14:00～16:00	旧安渡小学校体育館	186
第5回赤浜地域復興まちづくり懇談会	11月25日(日)	10:00～12:00	旧赤浜小学校体育館	67
参加者合計				2,284

参加された皆様から寄せられたご質問等を取りまとめいたしましたので、お知らせします。

災害危険区域の指定について

Q. 災害危険区域の指定にあたって、3、4階建てなら建ててもいいといったように、高さによって許可が出るようなことはないのか。

A. 津波シミュレーション結果を使い、津波により建築物に著しい被害が及ぶと想定されるエリアには「住居の用に供する建築物」に対し建築制限をかけることとなります。高さや階数による許可の予定はありません。

土地の買い取りについて

Q. 抵当権解除に関して、行政の補助の範囲を具体的に説明してほしい。

A. 抵当権解除等の個人の財産に関わることに付いては、町としての個別対応は難しいため、法テラス等を利用し専門家に相談していただくこととなります。ただし、銀行等と抵当権解除の話につき次第、抵当権を外す手続きのお手伝いをすることはできません。

Q. 所有している土地について、居住する分を確保しながら、部分的に買い取ってもいいことは可能か。

A. 部分的な買い取りは可能ですが、そのためには分筆が必要となります。

町の独自支援事業について

Q. 町独自支援事業において、区画整理事業対象者にも引越し補助を出すことにした経緯を説明してほしい。

A. 町独自支援事業が決定されるまでは、区画整理事業の対象者に引越補助金はありませんでした。「同じ被災者なのだから同じように補助してほしい」と多くの要望が出たことを受けて、町の独自支援事業として補助することになりました。

Q. 仮設住宅から引越す際に家具を新調したいが、新調した家具の運搬費用は大槌町被災者引越補助金の対象に含まれるか。

A. 対象外です。なお、防災集団移転促進事業の対象者への引越補助金も対象外となっています。

基礎撤去について

Q. 基礎の撤去には申請手続きが必ず必要なのか。

A. 基礎の解体撤去は、必ず申請が必要になります。第1回の締め切りは11月5日でしたが、引き続き受け付けは行っています。最終締め切りについては、決まり次第お知らせします。

Q. 抵当権が設定されているが、基礎の撤去を申請することは可能なのか。

A. 抵当権が設定されていても基礎の撤去は可能です。

区画整理事業について

Q. 区画整理事業区域内の土地を売った人が、町が整備する移転住宅団地に土地を確保することはできるのか。

A. 区画整理事業内に居住していた方に、町が整備した住宅団地を提供することは制度上困難です。移転住宅団地に土地を確保することができるのは、防災集団移転促進事業区域内に居住していた方となります。

Q. 区画整理事業区域内の土地の買取りは、自分で申請するのか。

A. 区画整理事業区域内の土地の買取りについては、土地の権利を持つ方が町に申し出て頂きます。

Q. 区画整理事業区域内の道路沿いに住んでいたが、隣接する道路が家に重なるように拡張される計画になっている。自分の土地がなくなってしまうようなことはないか。

A. 道路にかかる方だけが大きく負担するわけではなく、他の方と同じ様に減歩されることとなります。道路が拡張された分は場所を移動したり、土地の間口を広げる等して再配置(換地)されます。

防災集団移転促進事業について

Q. 移転促進区域の宅地を買い取るということだが、事務所や工場の用地は対象外なのか。

A. 原則として、買い取り対象は住宅地として利用されていた土地のみです。ただし、住宅地に隣接する畑や駐車場などは買い取りできるように国に相談しているところがあります。許可が出れば、買い取りに向けて土地の価格をお知らせします。

Q. 防災集団移転促進事業の移転住宅団地について、上下水道等のインフラ整備は町が行うのか。

A. 防災集団移転促進事業の移転住宅団地及び区画整理事業区域のどちらも、町がインフラ整備を行います。

Q. 土地の買取りについては、どのように通知されるのか。

A. 防災集団移転促進区域内の土地の買い取りに関する案内は個別に発送することになっています。相続が確定している世帯で、建物が建っていた土地については順次発

送を行っております。通知便には買取り面積の確定方法と同意書を同封しており、買い取り方法や面積について同意していただいた方から用地交渉を始めていきます。

Q. 防災集団移転促進事業区域内の土地を買取りしてもらう場合、税金はどのようになるのか。

A. 防災集団移転促進事業区域内の土地を売却した場合、譲渡所得税にかかる最低2,000万円の控除があります。一般的な坪数の土地では売却した際の収入が2,000万円を超えることはあまり無いと思われます。

災害公営住宅について

Q. 災害公営住宅について、2人世帯が3DKや3LDKに入居することはできないのか。

A. 災害公営住宅の広さについては、多くの人から問い合わせがあります。原則としては、現在お示している広さに入居していただくこととなります。大槌町は平地が少ないため、災害公営住宅への入居を希望する皆様が入居するには、間取りに制限をかけるしかないということをご理解していただきたいと思います。ただし、今年の12月に行う意向調査の結果を参考に、災害公営住宅整備計画検討委員会で引き続き検討していきます。

Q. 災害公営住宅は、5年を過ぎれば通常の公営住宅と同じ家賃になると聞いているが、そうなのか。

A. 家賃については現在検討中です。結果がまとまり次第お知らせします。

Q. 戸建てタイプの公営住宅は払い下げ可能と聞いているが、土地はどうなるのか。払い下げ時に購入しなければならぬのか、それとも賃貸できるのか。

A. 現在、戸建形式の災害公営住宅の払い下げを考えています。土地については払い下げを基本に考えています。しかし、防災集団移転促進事業の移転団地は借地も可能ですので、災害公営住宅についても土地の借地を今後検討したいと思えます。今年の12月に行う意向調査で皆様の希望を伺います。

住宅再建相談会を実施します。

岩手県居住支援協議会(岩手県、市町村および業界団体などからなる協議会)では、関係機関などと連携し、被災者向けの住宅再建相談会を実施します。この相談会は、被災者に住宅再建に関する公的支援や融資、地域型復興住宅などの情報提供を行うとともに住宅再建の専門家が個別の相談に応じます。

■日時 12月23日(日)【午前の部】10:00～【午後の部】13:30～

■会場 大槌町役場仮庁舎(旧大槌小学校)3階大会議室

■内容 ①説明会【午前の部】10:00～10:30まで 【午後の部】13:30～14:00まで
住宅の自立再建に対する公的支援制度、住宅融資などについて説明します。
②相談会【午前の部】10:30～12:30まで 【午後の部】14:00～16:00まで
公的支援制度、住宅融資、住宅再建関係について個別に相談対応します。
※①、②ともに事前申込および参加料不要です。直接会場に来て下さい。

📍 岩手県土整備部建築住宅課 Tel.019-629-5933
管理用地課 建築住宅班 Tel.42-8719